

海津市海津温泉宙舟の湯

指定管理者募集要項

令和8年9月

海津市

観光・シティプロモーション課

## 目次

|             |                            |           |
|-------------|----------------------------|-----------|
| <b>第 1</b>  | <b>施設の概要</b>               | <b>1</b>  |
| 1           | 名称                         | 1         |
| 2           | 所在地                        | 1         |
| 3           | 施設の設置目的                    | 1         |
| 4           | 沿革                         | 1         |
| 5           | 施設の内容                      | 2         |
| <b>第 2</b>  | <b>募集の内容</b>               | <b>2</b>  |
| 1           | 指定管理者が行う業務の範囲              | 2         |
| 2           | 指定管理者が行う管理の基準              | 2         |
| 3           | 市と指定管理者とのリスク分担             | 5         |
| 4           | 指定の期間                      | 5         |
| 5           | 指定管理者が行う業務に要する経費等          | 6         |
| <b>第 3</b>  | <b>募集から決定までのスケジュール</b>     | <b>7</b>  |
| <b>第 4</b>  | <b>申請に係る事項</b>             | <b>7</b>  |
| 1           | 申請資格                       | 7         |
| 2           | 申請手続き                      | 8         |
| 3           | 申請の取下げ                     | 12        |
| <b>第 5</b>  | <b>指定管理者候補者の選定手続</b>       | <b>12</b> |
| 1           | 審査方法                       | 12        |
| 2           | 審査基準                       | 13        |
| 3           | 指定管理者候補者の決定                | 14        |
| <b>第 6</b>  | <b>申請資格の喪失</b>             | <b>14</b> |
| <b>第 7</b>  | <b>指定管理者の指定及び協定締結に係る事項</b> | <b>14</b> |
| 1           | 指定管理者の指定                   | 14        |
| 2           | 協定の締結                      | 15        |
| 3           | 留意事項                       | 15        |
| <b>第 8</b>  | <b>公租公課の取扱い</b>            | <b>15</b> |
| <b>第 9</b>  | <b>その他留意事項</b>             | <b>15</b> |
| 1           | 指定管理者の指定の取消し等              | 15        |
| 2           | 協定書に定めのない事項等の取扱い           | 16        |
| 3           | 業務の引継ぎ                     | 16        |
| 4           | 災害等緊急時の場合の優先使用             | 16        |
| 5           | 施設の維持管理に係るモニタリング           | 16        |
| <b>第 10</b> | <b>様式・添付資料</b>             | <b>16</b> |
| 1           | 様式                         | 16        |
| 2           | 添付資料                       | 16        |
| <b>第 11</b> | <b>関係条例及び規則</b>            | <b>17</b> |
| <b>第 12</b> | <b>問い合わせ先</b>              | <b>17</b> |

海津市海津温泉宙舟の湯（以下「海津温泉」という。）の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、海津温泉の管理運営等に関する業務を行う指定管理者を募集します。

## 第1 施設の概要

### 1 名称

海津市海津温泉宙舟の湯

### 2 所在地

海津市海津町福江 560 番地 1

### 3 施設の設置目的

市民の心身の健康の保持及び観光旅客の来訪の促進を図り、もって潤いのある豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に資することを設置目的とする。

### 4 沿革

|       |     |                                                                     |
|-------|-----|---------------------------------------------------------------------|
| 昭和47年 | 6月  | 海津郡海津町が、老人福祉センター「海津温泉」として直営で開苑                                      |
| 昭和52年 | 4月  | 老人保養センター（宿泊施設）運営開始                                                  |
| 平成17年 | 3月  | 3町合併により海津市として直営で運営開始                                                |
| 平成18年 | 9月  | 全館改修工事着手                                                            |
| 平成19年 | 12月 | 一部リニューアルオープン<br>ドルフィン（株）を指定管理者に指定し運営開始<br>指定期間：H19.12.1～H24.3.31    |
| 平成20年 | 7月  | 全館リニューアルオープン                                                        |
| 平成24年 | 4月  | （株）三和サービスを指定管理者に指定し運営開始<br>指定期間：H24.4.1～H29.3.31、H29.4.1～R4.3.31    |
| 平成30年 | 7月  | 営業終了後、源泉が汲めない状態となり、源泉崩落が原因と判明（H30.8.1～R1.5.6まで温水により営業継続、R1.5.7から休館） |
| 令和元年  | 5月  | 新源泉掘削工事着手（工期：R1.12.20）                                              |
| 令和元年  | 10月 | リニューアル工事着手（工期：R2.3.19）                                              |
| 令和2年  | 6月  | リニューアルオープン                                                          |
| 令和4年  | 4月  | ケービックス（株）を指定管理者に指定し運営開始                                             |
| 令和5年  | 4月  | 「海津温泉宙舟の湯」に名称変更                                                     |

## 5 施設の内容

|       |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 構造    | 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）                                                                                                                                                                                                                                             |
| 敷地面積  | 16,379.08 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                     |
| 建築面積  | 3,570.34 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                      |
| 延床面積  | 4,502.64 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                      |
| 供用開始  | 昭和 47 年 6 月 8 日                                                                                                                                                                                                                                              |
| 施設の種類 | 観光施設                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 施設概要  | 1. 浴場 「癒しの湯」「長寿の湯」「ふくしの湯」<br>(1) 掛け流し ひのき風呂、御影石貼風呂、つぼ湯、長寿の湯<br>(2) 濾過循環併用 露天風呂、歩行浴、内風呂、バイブラ湯、<br>ジャグジー湯、電気浴、寝湯、座湯<br>2. レストラン・厨房 120 m <sup>2</sup> 、パントリー3ヵ所 乾式<br>3. 宿泊・会議室 宿泊数 和室 15 室 洋室 6 室 会議室等 11 室<br>4. 駐車場 180 区画<br>5. 畑・空き地 3,954 m <sup>2</sup> |

## 第2 募集の内容

### 1 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が実施することとなる業務の範囲については、別添「海津市海津温泉宙舟の湯指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）で定めるとおりとします。

### 2 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は次に掲げる管理の基準に基づいて施設を管理してください。なお、当該管理の基準の詳細については、仕様書に定めるとおりであり、その細目については、海津市（以下「市」という。）と指定管理者との間で別途締結する協定で定めるものとします。

#### （1）休館日及び利用時間

休館日及び利用時間は、次表に定めるとおりとします。

ただし、指定管理者は、特に必要があるため休館日及び利用時間を臨時に変更する場合は、あらかじめ市の承認を得ることとします。

| 施設名             | 休館日                                                     | 利用時間                                 |
|-----------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 浴場              | 毎月 10 日※<br>12 月 31 日、1 月 1 日<br>※土、日曜日又は祝日<br>の場合はその翌日 | 午前 10 時から午後 9 時 30 分まで               |
| 休憩室及び和室、<br>会議室 |                                                         | 午前 10 時から午後 9 時 30 分まで               |
| 宿泊              |                                                         | チェックイン 午後 3 時以降<br>チェックアウト 翌朝 10 時まで |

## (2) 利用料金

指定管理者は、海津市海津温泉宙舟の湯条例第4条（令和5年海津市条例第10号。以下「条例」という。）の規定により、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」といいます。）を自らの収入として収受することができます。なお、令和9年4月1日より「別紙」の通り利用料金を改定します。

利用料金は、料金条例の定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市の承認を得て決定します。

## (3) 利用料金の減免

指定管理者は、条例第13条第3項の規定により、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により行うことができます。ただし、海津市海津温泉宙舟の湯の管理に関する規則第5条の規定により、利用料金の全部又は一部を減免する取扱いをしていただきます。なお、利用料金の当該減免による減収分について、別途補てん等の措置は行いません。

## (4) 利用の取消し等

条例第9条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、宙舟の湯から退去を命ずることができます。

- ア 宙舟の湯の施設、設備等を毀損し、又は汚損しないこと。
- イ 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- ウ 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- エ 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
- オ 火気又は危険物を取り扱わないこと。
- カ 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

## (5) 法令等の遵守

### ア 関係法令等

指定管理者は、業務の遂行に当たり次の法令等を遵守してください。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、その他行政関係法令
- ② 海津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年海津市条例第173号）、海津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年海津市規則第166号）
- ③ 海津市海津温泉宙舟の湯条例（令和5年海津市条例第10号）、海津市海津温泉宙舟の湯の管理に関する規則（令和5年海津市規則第18号）
- ④ 海津市税条例（平成17年海津市条例第55号）
- ⑤ 温泉法（昭和23年法律第125号）、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）

- ⑥ 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）、公衆浴場法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 27 号）、岐阜県公衆浴場法施行条例（昭和 24 年岐阜県条例第 14 号）、岐阜県公衆浴場法施行細則（平成 6 年岐阜県規則第 18 号）
- ⑦ 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）、旅館業法施行令（昭和 32 年政令第 152 号）、岐阜県旅館業法施行条例（昭和 24 年岐阜県条例第 15 号）その他旅館業関係法令
- ⑧ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他労働関係法令
- ⑨ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）その他食品衛生関係法令
- ⑩ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）、その他施設（設備を含む。）の維持管理又は保守点検に関する法令

#### イ 個人情報保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第2号において準用する同条第1項の規定を遵守し、海津温泉の管理業務に関して取得した個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じてください。

#### ウ 守秘義務

海津温泉の管理業務に従事させる職員（以下「職員」という。）は、管理業務の処理において知り得た秘密を第三者に漏らしてはなりません。指定期間が終了した後及び職員が退職した後も同様とします。

#### エ 情報の公開

指定管理者は、海津市情報公開条例（平成 17 年海津市条例第 10 号）を遵守し、海津温泉の管理に関して保有する情報の積極的な公開に努めてください。

### 3 市と指定管理者とのリスク分担

海津温泉の管理運営に関する基本的なリスク分担の方針は次の表のとおりとし、詳細については両者の間において別途締結する協定又は両者の協議で定めることとします。

また、指定管理者は、損害賠償責任保険その他必要な保険に加入してください。

| 項 目                         |                                                     | 市 | 指定管理者 |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------|---|-------|
| 施設の法的管理                     | 施設の利用許可及びその取り消し                                     |   | ○     |
|                             | 施設の目的外使用許可及びその取り消し                                  | ○ |       |
| 施設の維持管理                     |                                                     |   | ○     |
| 施設・備品の維持管理等                 | 1箇所当たり50万円以上                                        | ○ |       |
|                             | 1箇所当たり50万円未満                                        |   | ○     |
| 利用者及び周辺住民からの苦情・要望等に対する対応    |                                                     |   | ○     |
| 物価の変動                       | 年度協定締結時において予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化による著しい物価の変動によるもの | ○ |       |
|                             | 上記以外のもの                                             |   | ○     |
| 金利の変動                       |                                                     |   | ○     |
| 法令の変更                       | 施設の管理運営に影響を及ぼす法令の変更                                 | ○ |       |
|                             | 指定管理者に影響を及ぼす法令の変更                                   |   | ○     |
| 支払の遅延                       | 市からの経費の支払遅延（指定管理者の責めに帰すべきものを除く。）に起因するもの             | ○ |       |
|                             | 上記以外のもの                                             |   | ○     |
| 政治・行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担 |                                                     | ○ |       |
| 災害による施設の損傷等                 | 指定管理者の責めに帰すべきもの                                     |   | ○     |
|                             | 上記以外のもの                                             | ○ |       |
| 災害等による施設の休館                 |                                                     | ○ |       |
| 利用者等への損害賠償                  | 指定管理者の責めに帰すべきもの                                     |   | ○     |
|                             | 上記以外のもの                                             | ○ |       |

### 4 指定の期間

指定管理者が海津温泉の管理を行う期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

## 5 指定管理者が行う業務に要する経費等

指定管理者が管理の業務を行うに当たって必要となる経費は、市が指定管理者に対して支払う指定管理料、指定管理者が施設の利用者から収受する利用料金その他の管理業務関連収入によって賄うことになります。

### (1) 指定管理料の上限額

指定管理料の額は、施設の維持管理費及び運営費、企画事業費その他の管理業務関連支出の見込額合計から、利用料金、事業収入その他の管理業務関連収入の見込額合計を差し引いて算出するものですが、市は、指定期間に支払う指定管理料の上限額(年額)として、次に掲げる額を予定しています。

指定期間における指定管理料の上限額(年額)

25,000 千円(消費税及び地方消費税を含みます。)

なお、指定期間中の指定料金について、当該上限額を超える額を提案した申請団体は、選外とします。

2年目以降の指定管理料の額については、本公募における提案時に提示された各年度の指定管理料を上限とし、前年度までの収支状況や管理運営の実績等を踏まえ、市と指定管理者で協議の上、毎年度決定するものとします。

### (2) 指定管理料の支払方法

市と指定管理者との間において別途年度ごとに締結する協定に基づき、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。

その額が本業務の実施に要する費用に達しない場合においても、市は、原則として、指定管理料の追加の支払いは行いません。

### (3) 市への納付

指定管理者は、指定管理期間中の各年度において、総収入額が総支出額を上回った場合は、その収支差額に納付率を乗じた金額を市に納付するものとします。

この納付率は、初年度については50%とします。なお、2年目以降の納付率については、30%から50%までの範囲内で、前年度までの収支状況や管理運営の実績等を踏まえ、市と指定管理者で協議の上、毎年度決定するものとします。

### (4) 利用料金収入

利用料金の額は、条例に規定する額の範囲内で、市長の承認を得て定めることができます。なお、当該施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を図るため、あらかじめ、市長の承認を得て、利用料金減免の基準を設定することができます。

### (5) 回数券

現在、発行されている回数券は、令和9年4月以降も利用できるよう引き継いでください。

ただし、令和8年10月以降は、利用期限を令和9年3月31日として販売します。

#### (6) 自主事業による収入

指定管理者は、自主事業を行うことにより、収入を得ることができます。ただし、指定管理者は、施設内の区画を利用する場合にあつては、あらかじめ市長の許可を得て、自主事業を行うものとします。

#### (7) 経費の取扱い等

##### ① 会計年度区分

経理は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分してください。

##### ② 会計の独立

指定管理者としての業務に係る会計については、他の会計と区分して経理し、別の会計帳簿を設け、別の口座で管理してください。

### 第3 募集から決定までのスケジュール

指定管理者の募集から決定までのスケジュールは、次のとおりです。なお、詳細については、第4から第7までを参照してください。

|                 | 内 容                | 日 程                                         |
|-----------------|--------------------|---------------------------------------------|
| 応 募             | 指定管理者募集要項の配布       | 令和 8 年 9 月 30 日（水）～<br>令和 8 年 10 月 30 日（金）  |
|                 | 募集内容に関する質問の受付      | 令和 8 年 9 月 30 日（水）～<br>令和 8 年 10 月 16 日（金）  |
|                 | 現地説明会の実施           | 令和 8 年 10 月 13 日（火）                         |
|                 | 応募の受付              | 令和 8 年 10 月 13 日（火）～<br>令和 8 年 10 月 30 日（金） |
|                 | 面接審査（プレゼンテーション）の実施 | 令和 8 年 11 月 5 日（木）                          |
| 指 定<br>手 続<br>等 | 指定管理者選定の結果通知       | 令和 8 年 11 月中旬                               |
|                 | 指定管理者の指定（市議会による議決） | 令和 8 年 12 月下旬                               |
|                 | 基本協定書の締結           | 令和 9 年 3 月                                  |
|                 | 前任者からの引継ぎ          | 令和 9 年 1 月～3 月                              |
|                 | 年度協定書の締結           | 毎年度 4 月 1 日                                 |
|                 | 指定管理者による管理運営の開始    | 令和 9 年 4 月 1 日                              |

### 第4 申請に係る事項

#### 1 申請資格

申請団体は、次に掲げるすべての要件を満たす法人又は法人の共同体に限ります。共同体で申請する場合には、その構成員であるすべての団体が当該要件を満たして

いる必要があります。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当し、又は本市において入札参加資格停止措置を受けている団体でないこと。

イ 当該施設における指定管理を円滑・安全に遂行するために必要な同類施設の運営管理実績、豊富なノウハウ、企画提案力がある者。

ウ 国税及び地方税を滞納していないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含みます。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続が行われていないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと、又は当該暴力団若しくはその構成員（構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）と関係を有しないこと。

カ 海津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第 4 条に該当しないこと。

キ その他市長が必要と認める事項

これらの要件は、申請時点から指定管理者の指定があるまで、継続して満たしている必要があります。

なお、一の募集につき、一の団体が複数の申請（他の団体と共同体を構成して申請する場合を含みます。）を行うことはできません。

## 2 申請手続き

### （1）募集要項等の配布

ア 配布期間

令和 8 年 9 月 30 日（水）から同年 10 月 30 日（金）まで  
開庁日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

イ 配布場所

海津市役所産業経済部観光・シティプロモーション課

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須 515 番地 海津市役所 西館 2 階

ホームページアドレス

<https://www.city.kaizu.lg.jp/kurashi/00000002451.html>

ホームページからダウンロードすることもできます。

### （2）質問の受付

ア 受付期間（必着）

令和 8 年 9 月 30 日（水）午前 9 時から同年 10 月 16 日（金）午後 4 時 30 分まで

イ 受付場所

海津市役所産業経済部観光・シティプロモーション課

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須 515 番地 海津市役所 西館 2 階

FAX : 0584-53-1608 E-mail : kanko@city.kaizu.lg.jp

ウ 提出方法

別記様式 A により、郵送、FAX、電子メール（※件名の頭に海津温泉指定管理者と明記してください。）のいずれかで行ってください。なお、電話や来訪など口頭による質問は受け付けません。

エ 質問内容及び回答の公表

質問に対する回答は、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き随時、海津市ホームページで公表します。

公表ページ

<https://www.city.kaizu.lg.jp/kurashi/0000002451.html>

（３）現地説明会

ア 説明会日時及び集合場所

令和 8 年 10 月 13 日（火） 午前 10 時から午後 4 時まで（予定）

申込者ごと順番に実施します。（所要時間：1 時間程度）

イ 説明内容

施設の概要など

ウ 申込先及び申込

令和 8 年 10 月 7 日（水）午後 4 時 30 分までに現地説明会参加申込書（別記様式 B）を郵送、FAX 又は電子メール（※件名の頭に海津温泉指定管理者と明記してください。）により、申し込みをしてください。

海津市役所産業経済部観光・シティプロモーション課

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須 515 番地 海津市役所 西館 2 階

FAX : 0584-53-1608 E-mail : kanko@city.kaizu.lg.jp

エ 留意事項

申請をされる場合には、必ず現地説明会に参加してください。募集要項等は事前に用意し、当日お持ちください。参加人数は申請 1 団体につき 3 名までとします。

（４）申請書類の受付

ア 受付期間

令和 8 年 10 月 13 日（火）から同年 10 月 30 日（金）まで

開庁日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（郵送の場合、必着）

イ 提出書類

次の書類を提出してください。

| 書類名                                                                                                                                | 備考                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ①指定管理者指定申請書                                                                                                                        | ・様式第 1 号                                                                          |
| ②事業計画書                                                                                                                             | ・様式第 2 号                                                                          |
| ③収支計画書                                                                                                                             | ・様式第 3 号（指定期間の年度ごとに作成のこと。）<br>・別記様式 C                                             |
| ④海津温泉の管理運営にあたり、申請者として計画している自主事業及び業務基準以上に実施する業務の実施計画書                                                                               | ・別記様式 D                                                                           |
| ⑤申請団体概要書                                                                                                                           | ・別記様式 E                                                                           |
| ⑥定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの                                                                                                            | ・法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類                                                          |
| ⑦申請日前 3 か月以内に交付された法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書）又はその写し                                                          |                                                                                   |
| ⑧申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書及び直近 5 事業年度分の貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表<br>（当該財務諸表が無い事業年度分を除きます。）（グループ企業で連結決算を行っている場合には、加えて連結決算書） |                                                                                   |
| ⑨法人市町村税完納証明書                                                                                                                       | ・法人市町村税についての完納証明書<br>・法人以外の団体にあつては、団体の代表者のもの<br>・提出日において発行の日から 3 月以内のもの           |
| ⑩消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書                                                                                                     | ・税務署長が発行する未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第 7 号書式（その 3 の 3））<br>・提出日において発行の日から 3 月以内のもの |
| ⑪暴排措置対象法人等でないことの誓約書                                                                                                                | ・別記様式 F                                                                           |

|                                   |                                                                                                                                     |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑫株主（出資者）調書                        | ・別記様式G                                                                                                                              |
| ⑬共同体構成員届出書                        | ・別記様式H                                                                                                                              |
| ⑭誓約書                              | ・別記様式Iまたは別記様式Iの2<br>(共同体用)                                                                                                          |
| ⑬同種又は類似施設の管理運営実績が分かる書類（実績がある場合のみ） | ・同種又は類似の施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模（面積や建物の概要等）、施設の年間集客数等<br>・同種又は類似の施設の管理運営体制、管理運営業務の期間・同種又は類似の施設の管理運営経費等が明確に分かる収支決算書等（全て様式任意、A4判で作成のこと。） |

ウ 提出先

海津市役所産業経済部観光・シティプロモーション課

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須 515 番地 海津市役所 西館 2 階

エ 提出方法

持参するか郵送（簡易書留）してください。なお、FAX又は電子メール等による提出は受け付けません。

オ 提出部数

正本1部、副本12部

カ その他留意事項

- ① 申請書類（官公署が交付する証明書を除きます。）の大きさは、日本工業規格A4判とし、ページ数を中央下部に表記してください。
- ② 申請書類の作成に当たっては、日本語、日本国の通貨単位及びメートル法を使用してください。
- ③ 申請に際して必要となる費用は、すべて申請団体の負担とします。
- ④ 提出された申請書類は、返却しません。
- ⑤ 提出された申請書類に不備がある場合、事業計画の内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき証明書類の添付漏れ、提出部数の不足等）にあつてはその補正を認めますが、事業計画書の記載事項の訂正又は全部若しくは一部の差し替えなど、当該範囲を超えるものには、その補正を認めません。
- ⑥ 応募書類その他提出された書類は、海津市情報公開条例の定めによる公文書公開請求の対象となり、個人に関する情報その他の同条例第7条に規定する非公開情報に該当する部分を除き、同条の規定により公開されます。
- ⑦ 提出された申請書類の著作権は、その著作者に帰属するものですが、市が必要と認める場合には、その全部又は一部を無償で使用します。

- ⑧ 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を侵害した結果生じる責任は、すべて申請団体が負うものとします。
- ⑨ 市が必要と認める場合には、申請書類と別に追加資料の提出及び補正等を求めることがあります。
- ⑩ 現地説明会その他市の職員と接する選定手続の場に、市の職員であった者を参加させることはできません。
- ⑪ 申請団体（共同体である場合には、その構成員である団体を含みます。）の名称は、審査手続が終了するまで公表しません。

### 3 申請の取下げ

申請書類の提出後に申請を取り下げる場合には、事前に電話連絡の上、海津市公の施設指定管理者指定申請取下書（別記様式 J）を郵便又は持参により提出してください。

## 第 5 指定管理者候補者の選定手続

### 1 審査方法

海津市公の施設指定管理者選定委員会において、最も適合していると認められる団体を当該施設の指定管理者候補団体（以下「候補団体」という。）として選定します。事前に産業経済部観光・シティプロモーション課において書類審査を行い、申請書類あるいはその内容に明らかに虚偽が認められたもの、指定期間中のいずれかの年度の指定管理料について、上限額25,000千円を超える額を提案したもの等については、失格とします。

候補団体は、市議会において議決を経た後に、指定管理者として正式に指定されますが、その間に候補団体に事故等があった時には、選考されなかった申請者のうちから新たに選考を行う場合があります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合には、指定管理者として指定することはできないこととなります。この場合、候補団体はその損害賠償を市に対し請求することはできません。

#### ア 日時及び開催場所

令和 8 年 11 月 5 日（木）海津市役所会議室 ※詳細は、別途通知します。

#### イ 審査

海津市公の施設指定管理者選定委員会の審査は、次の流れにより行います。

##### ① 申請団体によるプレゼンテーション

各申請団体が、制限時間 15 分の範囲内において、委員に対するプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションにおいて使用できる資料は、その

申請団体が提出した申請書類に限ります。他の資料の提出又は提示は認めません。プレゼンテーションの際は、本市においてプロジェクターを準備します。

なお、プレゼンテーションの順序は、申請団体が申請書類を提出し、市が受け付けをした順とします。

② 市及び委員からの質疑並びに申請団体の応答

市及び委員から申請団体に対して質疑を行い、申請団体の説明を求めます。この質疑応答の時間は、1 申請団体当たり 15 分を目途とします。

## 2 審査基準

申請内容については、次の基準により審査します。

| 審査項目       | 審査の観点                                                                                                                                                                                                                                                            | 配点 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 施設管理の基本方針  | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置目的を的確に理解した提案となっているか。</li> <li>施設の管理運営方針に適合した提案となっているか。</li> </ul>                                                                                                                                                    | 5  |
| 類似施設の管理実績  | <ul style="list-style-type: none"> <li>類似施設を管理した実績がどの程度認められるか。</li> </ul>                                                                                                                                                                                        | 10 |
| 利用者サービスの向上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者サービスの向上が図られているか。</li> <li>利用者の平等な利用に配慮されているか。</li> <li>利用者を増加させるための効果的な方策が計画されているか。</li> <li>施設の魅力を高めるための効果的な事業が計画されているか。</li> <li>利用者の意見の反映や苦情への対応は適切であるか。</li> <li>効果的な広報が計画されているか。</li> </ul>                       | 15 |
| 食事の提供      | <ul style="list-style-type: none"> <li>海津市の特産品を活用した内容となっているか。</li> <li>全年代に配慮した内容となっているか。</li> <li>魅力的な内容となっているか。</li> </ul>                                                                                                                                     | 15 |
| 施設の維持管理    | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の維持管理水準は、市の求める業務水準をどの程度上回っているか。</li> <li>環境の保全について適正に配慮されているか。</li> </ul>                                                                                                                                               | 5  |
| 収支計画       | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理料の提案金額の多寡はどうか。</li> <li>経費削減のための取組は妥当であるか。</li> <li>収入を増加させる取組は妥当であるか。</li> <li>収支計画は提案された事業計画と整合しているか。</li> <li>収支計画の達成の可能性はどうか。</li> </ul>                                                                          | 15 |
| 組織・体制      | <ul style="list-style-type: none"> <li>管理に当たる組織や人員体制は妥当であるか。</li> <li>従業員の資質（有資格者や経験者の配置状況など）はどうか。</li> <li>役割分担と責任体制は明確になっているか。</li> <li>労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮はなされているか。</li> <li>施設を現在管理している団体の従業員の雇用についての考え方はどうか。</li> <li>障がい者や高齢者の積極的な雇用に努めているか。</li> </ul> | 10 |

|      |                                                                                                                                                             |     |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 危機管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全確保対策は適切であるか。</li> <li>・事故・災害発生時の対応は適切であるか。</li> <li>・保険の加入計画は適切であるか。</li> <li>・個人情報保護や情報管理は適切であるか。</li> </ul> | 10  |
| 経営基盤 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請団体の財務状況はどうか。</li> <li>・申請団体に対する金融機関等の支援体制はどうか。</li> </ul>                                                         | 5   |
| 地域連携 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内からの雇用に配慮されているか。</li> <li>・地域との連携についての取組は予定されているか。</li> </ul>                                                      | 10  |
| 合 計  |                                                                                                                                                             | 100 |

### 3 指定管理者候補者の決定

審査終了後、市は公の施設指定管理者選定委員会の委員長から審査結果の報告を受け、速やかに指定管理者候補者を決定し、すべての申請団体に対してそれぞれの審査結果を通知します。

また、審査の結果は、海津市ホームページにおいて公表します。

## 第6 申請資格の喪失

次の各号のいずれかに該当する申請団体は、指定管理候補者の選定の対象から除外します。また、指定管理候補者の選定を受けた者が、当該選定の後、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、市長は、当該選定を取り消すことができます。

ア 申請書類の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。

イ 補正を求めたにもかかわらず、申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されなかったとき。

ウ 補正を求めたにもかかわらず、申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ 選定委員会の委員に個別に接触したとき。

オ 虚偽の内容を記載したとき。

カ その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。

## 第7 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

### 1 指定管理者の指定

#### (1) 指定管理者の指定の議決

市は、指定管理者候補者を指定管理者として指定するため、その指定に係る議案を市議会へ提出し、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、

指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について地方自治法第244条の2第6項の議決を受けます。

## (2) 指定管理者の指定

前期1の(1)の議決を受けた後、市は、速やかに指定管理者候補者に対して指定に係る通知を行います。

## 2 協定の締結

市と指定管理者とは、業務内容、管理の基準に関する詳細な事項等について協議の上、令和9年3月末までに基本協定を締結するものとします。

また、年度ごとの指定管理料の額、事業計画等について、指定期間中の各年度、当該基本協定とは別に年度協定を締結するものとします。

## 3 留意事項

ア 前記1の指定管理者の指定を受けた者が、協定の締結に応じないときは、指定管理者の指定の議決後においても当該指定を取り消すことができます。

イ 前記1の指定管理者の指定を受けた者が、協定の締結までに次のいずれかに該当することが判明したときは、当該指定を取り消し、当該指定管理者と協定を締結しないことができます。

① 賃金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

② 著しく社会的信用を損なうなどにより、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 第8 公租公課の取扱い

指定管理者は、法令の定めるところにより、所要の公租公課を負担しなければなりません。

このうち国税及び地方税については、法人税、法人住民税及び法人事業税のほか、指定管理料に係る消費税及び地方消費税、事業所税などを負担しなければならないことがあります。

具体的な取扱いについては、それぞれの業務を所管する官公署に確認してください。

## 第9 その他留意事項

### 1 指定管理者の指定の取消し等

指定管理者が市の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定により、市は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

なお、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は市に生じた損害を賠償することとします。

## 2 協定書に定めのない事項等の取扱い

第7・2において締結した協定書に定めのない事項その他疑義の生じた事項については、市及び指定管理者の双方が誠意を持って協議するものとします。

## 3 業務の引継ぎ

指定期間の終了又は指定管理者の指定の取消しにより、市又は次期指定管理者に管理の業務を引き継ぐ必要が生じたときは、その円滑な引継ぎに協力してください。

## 4 災害等緊急時の場合の優先使用

海津温泉が海津市地域防災計画における避難所又は国民保護に係る指定を受けた避難所とされた場合には、指定管理者は利用の取消し等の必要な措置を行うとともに、避難所の開設や管理運営に協力してください。

## 5 施設の維持管理に係るモニタリング

指定管理者による管理の適正を期するため、海津市公の施設モニタリング評価に関する実施要綱に基づくモニタリングに協力してください。

# 第10 様式・添付資料

## 1 様式

- (1) 指定管理者募集に関する質問票（別記様式A）
- (2) 指定管理者募集に関する現地説明会参加申込書（別記様式B）
- (3) 海津市公の施設指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (4) 事業計画書（様式第2号）
- (5) 収支計画書（様式第3号）
- (6) 収支計画及び利用者推計（別記様式C）
- (7) 自主事業及び業務基準以上に実施する業務の実施計画書（別記様式D）
- (8) 申請団体概要書（別記様式E）
- (9) 暴排措置対象法人等でないことの誓約書（別記様式F）
- (10) 株主（出資者）調書（様式G）
- (11) 共同体構成員届出書（様式H）
- (12) 誓約書（別記様式I）
- (13) 誓約書（別記様式Iの2 共同体用）
- (14) 海津市公の施設指定管理者指定申請取下書（別記様式J）

## 2 添付資料

- (1) 海津市海津温泉宙舟の湯指定管理者業務仕様書

- (2) 海津市海津温泉宙舟の湯の管理運営に関する基本協定書（案）
- (3) 令和 年度海津市海津温泉宙舟の湯の管理運営に関する年度協定書（案）
- (4) 海津市海津温泉宙舟の湯条例

## 第 1 1 関係条例及び規則

次の海津市条例及び規則は、海津市ホームページよりご覧ください。

市ホームページのトップページ→「海津市例規集」→「五十音順目次」→  
五十音表より該当する項目を選んでください。

- (1) 海津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- (2) 海津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- (3) 海津市個人情報保護法施行条例
- (4) 海津市情報公開条例
- (5) 海津市税条例

## 第 1 2 問い合わせ先

〒503-0695

岐阜県海津市海津町高須 5 1 5 番地 海津市役所 西館 2 階  
海津市産業経済部観光・シティプロモーション課

T E L            0584-53-1111（代表）

0584-53-1115（直通）

F A X            0584-53-1608

電子メール    kanko@city.kaizu.lg.jp